第四號

一六

(五三四)

始るから、其の以前に同國の人間が來たこさは受け取れな魯密國は『明史』の營遂で、明に入貢したのは嘉靖三年に同じ個所に述べられてゐるが未だ據る所を知らない。更にふ。また桑田氏は明の四夷館を萬曆四年に報設せられたミ館」さあるのを、 特に 「四譯館」 こ改めたので あるさ思館 はなつてゐる位で ある。 かゝるわけで 原碑 には「四夷

信するに躊躇する。やはり王鏊の作さしてよいさ思ふ。う。私は桑田氏の論據だけでは、此の文を清朝人の僞作さしも 魯迷の明に 入貢した 年代を 問題にする必要はなからの二人は、夙く元末に支那に來てゐたのであるから、必ずいさ考へられてゐるらしいが、魯密の可馬魯丁・亦卜劑金いさ考へられてゐるらしいが、魯密の可馬魯丁・亦卜劑金

陣撰糸仲買仲間の研究

(二七) 卷三。

西

-本庄博士『西陣研究』の批判――

澤

田

章

序言

直に織物の代名詞の如くに人口に膾炙し、今日そ織物といへば何人も西陣を稱し、西陣といへば

に遡るべきであるが、今日の盛況を見るに至つたある。この西陣機業の起源に就いては古く奈良朝の聲價の遠く海外に迄及べる事は誠に我國の誇で

由來は桃山時代以後江戸時代に於て非常なる發達

屋組合より撰糸仲買に取引し、

撰糸仲買より更に

西陣には織屋組合が早くから出來て居て、この織

を遂げた結果である。

の生産品を取引する仲買を撰糸仲買商さ稱した。うになつたのは享保以後の事である。それ故西陣として撰糸類であつた。色物類を盛に産出するやで随機業の生産品は江戸時代の初期に於ては主

第三者の手に渡つたのである。

及んで高機織屋仲間で稱することゝなつたが、こ西陣の織屋組合は後に公然株仲間を組織するに

の以外、

機織屋仲間、

斜子織屋仲間、

も増加した 平織屋仲間、 織屋仲間、 屋仲間、 K なる織屋組合が出來て、 **級子織屋仲間**、 のであつた。 天鷺絨織屋仲間、 練、片色、熨斗目三品織屋仲間等種 今茲には最古の仲買商た 丹後島織屋 自然之に屬する仲買商 縮緬織屋仲間、 仲間、 茶苧島 精好

て大方の批正を仰がんと欲するのである。

る撰糸仲買仲間に關する研究の一端を公にし、

敢

જે

二 仲買仲間成立年代

撰糸仲買仲間の成立せられた年代は何時頃であ

徽するに足るものがある。然るに本庄榮治郎博士して居つて、年寄株のものが居た事だけは記錄にろであるが、旣に延寶年中には立派に仲間が成立つたか、その正確なる事は未だ管見の及ばぬとこ

研究

西陣撰系仲買仲間の研究

第四號

-12

金三五

古帯織 て 保十六年ごころでなく、 亥十二月相改候定目、明和三年丙戌十二月書添候 の『西陣研究』真四には文政三年の を見る事が出來るとあるが、 十六年(西暦一七三一年)には旣に仲買の存在 定目の趣急度相守可、申事」 とあるに 依つて、享保 のは少くとも延寳以前に遡ることが出來やうと思 々内申合定目」を引用し、 仲買が旣に存在し、 仲間を成立するに至つた もつとく古いのであつ 其中に「享保十六年辛 事實仲買の存在 「織物仲買古組 は享

般商況不振の為に、兩町の市場もその影響を蒙つ然るにその後二三十年を經て寶永年中に至り、一は恐らく仲買仲間成立當時からのものであらう。は恐らく仲買仲間成立當時からのものであらう。これび電野天和の交、仲買仲間の取引所として撰糸市場

町方のものは大に困迫を感じ、種々之が挽回策をて五十餘の明店を生ずる狀態さなつた。是に於て般商況不振の為に、兩町の市場もその影響を蒙つ然をにその後二三十年を紹て寰永年中に至り、一

第四號

撰糸仲買仲間の明店を借受けんことを交渉に及評議したる結果、新に仲買仲間を起すことに決

憤慨し、寶永二年中筋町 不穩の擧に出た。 ې 二十ヶ年切替の契約を以て借家することゝして、 ずることゝ 遂に 撰糸仲買仲間では此交渉に應じなかつた 兩町の町方と仲買仲間との間 なつた。 因つて仲買仲間は町方の處置を 町方は仲買仲間 なる西龜屋町、 に對 に格扞を生 コして益 中宮町に カコ h K

茲處に撰糸市場を移轉したのである。

三 仲買仲間諮規定

番 か 初 仲間定目を改正し、 るべき資料に接しないが、 目及びその他 記錄 めて の事であるのは、 撰糸市場が中筋町へ移轉せる以前の仲買仲間定 相談人の連衆を選ぶことになつたとい に見えて居 の諸規定は遺憾ながら之を知 る。 是迄行事のみであつたのを、 次に説明する所に依つて自か 相談人の連衆とい この市場移轉後從 £ 0 る 一は加 、ふ事 に足 來 0

つた。

偕大 寄 雪 開催 に 關して、

宿坊並酒食萬端の設備

ら明かであらう。

市場移轉後に於ける仲買仲間諸規定に就き

5 山 加番 二人、行事 十八人で、二季 交替の 定であつ 會の期日も七月下旬、 に充つるを例とした。 會の宿坊には葮屋町下立賣上ル 季冬季の初に大寄會を催し、席上行事の交替を行 た。二季とは七月朔日、十二月朔日とし、 て其概要を述べんに、 つたのである。これを行事渡と稱した。 の静 各加番一人、行事九人を定めたか 阿 爾 世阿彌等を以て之に充つることゝな 仲間を南側 尤も後年に至つては二季寄 正月下旬に變じ、 町真教寺を以て之 北側 5 の兩 この大寄 宿坊も東 この秋 組に分 總 べて

に通知した。又寄會當日の役割も同じく南北兩組の二册に分ち、各行事名九人宛を列記して仲間中は加番が斡旋の勞を執り、寄會の廻狀は南北兩組

13 分 つた 0 郎ち其 一役割は 左 0 通 である。

斯

<

7

南

北

兩

治仲間同

席

Ŀ

で寄會をなし、

中

兩 側

垣

匠

何星雜

何屋誰

匠 宣 叵 匡 叵 ī 叵

物管 定目 繗 給仕 濟支配 多吟味 岩御

交關

銀見

人帳

芒

以上

给伯 河支配 物起来 言語

之關

鎮見

入帳

物普

定目

総

北 側

何星雖 픠 回 回 回 쁴 回 回 囯 何属館

この外新

に仲間加入者のある場合は、

先づ相談人 であつた。 寄會を開催

する期日をこの席上で決定するのが例

に告知する。

次に大寄會後、

別に算用

づ北 を請取つて席上に臨む。 屋に入つて當日 先づ南側の受付、 n る自己 ば夕飯は 當 倜 日 の受付玄關役の の氏名の上に圏點を附し、 仲間が參會するには、 出 . ئخ n の會費を納 玄關役の前に赴き、 な しっ 前 ---この酒 に赴き前 北 め 南側 側 に屬 同時に酒飯 それ 同 に屬するものは 飯切手 様に旣定 する 顏付 t b 仰 行 間 カゞ 帳 0 切手 事 の手 無け 12 は先 部 在

> ある。 に讀 役、 金銀買相場立を定めて之を席上に張出 共に豫じ 轉前の古來のものと移轉後改正のものと、 仲 んだとい 次に南北兩行事中の年寄株のもの二三人が 間定目 め席上に張出して置いて之を讀んだので ふのは注意すべき點であつて、 を讀む例 で あ うた。 其定目は し仲間 双方共 市 双方 場 同

者よが たる 南北 新加 に新加入者を引合せて披露に及ぶ、この時 加番 兩行 入者に對し は祝儀として白銀壹枚を出す定であ 事へ挨拶をなし、 新加 -7 入者の名前披露をな 和 合錄」 更に行事より を讀聞 カゝ 반 Ų 仲 Z 加 新加 うた。 間 n 番 より ょ ス 同 h

第四號

西陣撰糸仲寅仲間の研究

研

究

續をなすのであつた。

帳其他仲間入用の品々を

纒に

して箱の中

i:

納

氼

行に行

事渡は先づ加

番

より仲

蕳

帳

金銀

毎

H

相

九 (五三七)

説明する迄もない事である。 たものを當番に引継ぐのであつて、別に取立てゝ

この決定相場によつて半季毎の仕挑勘定をなす為 右の大寄會席上、 金銀買相場立を定むる目的は

定相場によつて淸算すべき旨を通告することゝな 何日迄に請棚をせよ、又半銀殘のもの等もこの決 仲間中へ廻文を出して、金達の分は差引して來る である。それ故この大寄會が濟んだ後、行事より つて居つた。

總勘定をなすのであつて、南北兩行事が朝飯後

算用寄會さいふのは仲間中に關する金銀入拂の

諸方の書出を一纒さし、先づ加番(連衆と記す)に 寄會の諸入費を初め、その外、都べて仲間に係 湊屋に集會する例であつた。この集會の席上、大 3

> 正しず店名札書を月行事に渡して、之を中筋町の 市場に張出さしむることゝした。 に開店せるもの等のある場合は「店番附帳」を訂 店せるもの、或は店入替、店所替するもの或は新

は便宜當番行事の數を増すことがあつて、必ずし あつたが、撰糸仲買仲間に於ては用事の多い月に を處理せしむることは何れの仲間に於ても同樣で 行事役の中には月番行事を定めて、仲間の庶務

は左の如し。 に於て其人數割を定め、その氏名は加番の許へ控 へて置いたものである。卽ち月番行事各月の人數

も月番行事の敷が一定して居たわけでなく、大體

〔冬季〕 十二月(三人)、正月(三人)、二月(二人)、 〔秋季〕 七月(四人),八月(四人),九月(三人), 十月(三人)、十一月(四人)。

三月(三人)、四月(二人)、五月(二人)、六月(三人)

月番行事の要務の主なるものは、日々金銀の相場

する順序であつた。その外、店上ゲ衆さ稱して閉

その淨書した本帳を更に連衆に見せて仕拂を 其上で行事中にて之を清算して本帳に淨書

銀買相場を聞合せ、加番と相談の上、 觸をなすことであつた。これは毎日兩替店にて金 その H の相

行

に命じて 仲間の 店々へ 觸れさすのである。 ふものがあつて、之に其日の相場を記し觸番二人 この

場を「金銀

每日相場帳」

に記入し、

别

に觸板と

金銀

毎日相場帳」は半紙 横綴三十枚 乃至四十枚

する必要は

ない。

とし より大寄會の當 ある。而してこの相場帳並觸板は最終の月番行 行事と記し、 表紙には于支年月を記 **卷頭には月番行事割人名が列記** 百加 番 に渡す定であつた。 Ų 裏表紙には單に して 事

つたものであるが、 月分、銀三拾匁宛 月には口上書を仲間中へ廻し店借賃一 こともあつた。 又絹屋方への仕拂金銭も是迄の格式によつて 次に二季大寄會の開催せらる を從來の格式通り店主へ仕拂ふ 餘り變更のない場合は略する 店に付六箇 ゝ前

を行つた。これも加番に相談し、立會の上にて行

それから毎年三月には店名札の張替といふこと

なっ 情事あれば何事によらず、之を加番に通 上で處理することなざもあつたが此等は一 行事より集 一店に付四匁五分、宇店に付二匁二分五厘、 る事 尚は月次の會割の申觸とか、 その外開店のある場合はその店賃の割銀 金に出づる旨を通知するのが例 或は 仲間中に苦 知 々説 した で あ 近日 る 明

ろである。今日現存する所の仲間定目の最古のも であるが、 會の席上に於て讀んだものであることだけは 轉後改正せるものと、古來のものと双方共、 仲間定目に就いては上述の如く中筋町へ市場移 其規定の内容は未だ管見の及ばぬとこ 明か

因つて之より類推して中筋町へ市場移轉後改正せ 句の小異はあるが、大體に於て殆んご同樣である。 糸仲買中定書』であらうさ思ふ。之を後の寳暦、 のは「享保二年丁酉七月吉日」と奥書のある。『撰 安永頃の定書と比較するに、 箇條の出入字

明和,

第四號 = (五三九)

第十二卷

研

究

西陣撰糸仲質仲間の研究

事、 以上 買中手代丁稚を召抱ふる場合は惣仲間中に於て少 替等は必ず行事へ斷り仲間帳に明記する事、(7) よらず仲間以外より交渉を受くれば先づ加番並行 **味し店讓賣買に紛らはしき事を禁ずる事、(10)仲** する事、 仲間中へ損銀掛くるものは定の通り仲間より除名 しにても申分あるものは無用たる事、 より除名する事、 る事、(3)仲間加入に關する事、(4)手代は十年 堅く守る事、(2)絹尺幅定之通り吟味して賣買す 條より成り(1) 惣べて何事によらず公儀の法度を やうと思ふ。 る定目なるものゝ內容は略ぼ想像することが出來 (5)閉店の場合の事、(6)自今閉店又は店所 勤續のもの ならでは (8)會費其他仲間入用滯納のものは仲間 即ち享保二年與書の定目は全十八ケ 研 (9)仲買中養子の場合は篤と吟 窕 西陣撰糸仲買仲間の研究 仲間に 加入せしめざる (11)何事

事へ通告し、自分一了見を以て返答せざる事、(12)

Ü

初めて絹買に來るものあれば前之賣主出入の有無

から 全十箇條 より成り 文句も 餘程簡明に 績をなし、 事、 事等を規定し、 らざる事、 したる上、 の上沙汰に及ぶべしさある。 が不埒の所為ある時は其家元其手代より辨償する こして地せり商を行ふものは、地せり仲間 の如く行事へ通告する事、 せり衆すべて直賣買をなすものあれ 店に出づることは無用たる事、 事、又加番以外のものが仲間外のものを同道して 場による事、 を調べ、旣に他に取引先のあるものには賣らざる 「撰糸仲買中定書」に就いて見るに、 右に掲げた條項の重なるものは皆網羅されて (13)毎日の金銀請拂は行事より通告せる觸 其後間もなくして之を宇店となすべか 相對にて行ふ事、 (18)店借賃を滯納し並仲間有銀預り主 (世) 店借主以外のものが店へ出 以上の規定に違背するものは吟味 (16) 手代中自分 更に安永八年改正 (17) 手代中始て店相 (15)絹屋糸屋、 がば前 この定目 なつて居 々より定 へ交渉 箇人 いづる は 地 相

項乃至三項を合して一條項としたものもある為に 前には 一條項であつたものが、 茲處には二

居

る。

勢減條と成つて居るやうな所がある。 の(2) と (13)が 合して一條項 (9)と(17)とが合して一條項となつて居るやうな さなり、 例へば前 叉(4)と 顯

ど織物 正路にし他の商賣の妨とならざるやう心得べき事 關係にある。只新たなる條項としては賣買は常に 代請排の際、 糸目又は直段遠等にて爭論 (:

し置、 及ぶは宜しからず向後は賣買の節直に通帳に記入 請拂之際異論なき樣にいたすべき事且つ賣

0 捌きの得意先に對しても同前たるべしとある二條 みである。

たが、 撰糸仲買仲間 四 新仲買仲間の成立 は所謂 神樂講と稱

買仲間 來の神樂講は古組と稱することゝなつた。 享保の末 が成立するに及 年に至 研 究 んで、 þ 西陣撰糸仲質仲間の研究 新に天神講 この 新 したものであつ 組に對して從 と稱する 天神

仲

二年であるが、 を少しく述べる必要が の新立に就ては織屋仲間と撰糸仲買仲間との關係 西陣高機織屋が公然株仲間を組織したのは延享 それより以前早 あ 30 くか ら織屋組 合が

糸仲買仲間が成立した頃には一 綾を専らとし、 梅 あつた。 成立して居つた。 鶴 この組合成立 龜 紗の六組であつて、 他の五組は撰糸類に屬するもの 卽ちその組合とい 一の起源 は詳 方織 この内紗組は紗 カュ でな 屋組合も成立 ふのは松、竹、 į, かき で 撰

織屋共の 居たと思はるゝ證據は同年四月の叮觸 石抱 0 織手糸操奉公人が年季中に拘 の中に はら 西陣

したやうに思はる。少くとも寳永三年に現存

じて

が他 る。 より訴へ出づるものがあるさいふこさが見えて居 組 へ轉するものあるが為に、 頭 の年寄共とある以上は既に組合のあつた 西陣 組頭の年寄共

して西陣織業の生産品は大部分撰糸仲買の手

Ξ

講

M

ことは

明か

であ

る。

豣 窕 西陣撰糸仲質仲間の研究

第四號 二四四

し爾今仲買仲間の取引を中止して直賣專門とする の松、竹、梅、鶴、龜の五組は大に仲買の處置を憤慨 なりかちさなり。 店方と稱する大吳服店及び地せり衆と稱するもの を經て賣捌くのであつて、 ゝやうになつた。是に於て享保の未年、 かくの如き關係にあつたから、 屋と直賣買をしたが、 に自然織屋に對する處置が 往々取引上に不正の事が行はる これは一小部分であつ この以外には店 撰糸仲買仲間 紗組以外 專橫 衆 或は 盛大に赴くにつれ、 傳へられたが為に爾來紋紗綾絹の生産に非常の た。 達を見ることゝなり、京、江戸の商人等の取引も きは元文三年西陣の職工によつて紋紗綾 よるところであるは勿論であるが、就中桐生の如 氣運に向かつた。これは幕府の殖産奬勵 伊勢崎、 と稱することゝなつた。 てゝ、之を天神講と稱して自己等の取引先と定め この頃に當つて西陣以外、 因つて從來の撰系仲買仲間は之に對して古組 武州の秩父等諸方に機業が盛に勃興する 西陣の打撃を受くることは 上州の日野、 の織法 の結果 桐生 非

は永 Ìζ

年月の間

に驚きかくては一大事であるといふので、必死の運 することゝなつたが、仲買仲間は之を聞いて非常 に決し、 五組を解散して新に永組なるものを組織

常なものであつた。

是に於て寬保四年

· 元延 年享

三月西

で町奉行

願する

組の 依然永組を組織して復活には賛同 してこの永組に屬するものは新に仲買仲間を取立 一織屋中には飽迄强硬なる反對論者があつて、 しなか つた。 而

織を製産することを停止し、

同時に京都

へ輸入す

由

緒を調

査

L

同年十月西陣以外の地

7

新

規紋 屋 0

に至つた。因つて町奉行所にては早速西陣織 所へ訴へ、西陣以外にて紋織差止の事を請 陣高機織屋組合の行事等三十一名連署して

漸く五組を復活せしむることゝなつた。然るに五 動をなし、仲間各自の昵懇なる織屋と示談を遂げ、

B る田舍端物、 西陣 0 織 屋保護に努むることゝなつた。 紗綾、 縮緬類の數額を制限して、 この機 專 組に屬する織屋はすべて百十六人、 とも取引せんことを計畫したのであ

を組織するに如かずといふ議が纒つて、翌延享二 愈 k 高機織屋仲間 公許の事を 町奉行所へ 出願 人は籪然之に反對し、同時に天神講に於ても仲間

に乗じて從來の織屋七組は一團として公然株仲間

字組に内應せるものであつたが、その他の百〇九

其内七人は本

つた。

當時永

年

は 全く解散したわけではなかつた。 この高機織屋仲間が成立した後も、 依然各組は存 從來の七組

分糸、糸屋兩仲間

の行事が調停の勞をとることゝ

なつたけれごも、

容易に和解に至らず、

結局町奉

同年七月始めて許可されたのであつた。

梅鶴龜五組中の筆頭のもの六十餘人が撰糸仲買仲 其後又種 して仲買仲間の取引關係は持續された。 々の紛爭が起り寶曆九年に至つては松竹 L が L

在

間古組 味方に引入れ、 等の取引先と定むることゝなつた。 に本字組 に又今宮講と稱する仲買仲間を取立て 然るに との關係を斷ちて、 に於ては、 今宮講の 永組 仲買仲間は 少數であつたが 更に永組の筆頭の の取引先なる仲買 別に本字組 (仲間天) を組織 もの七人を ゝ之を自己 神 し新 講 爲

第十二卷

豣

窕

西陣撰系仲質仲間の研究

が、町奉行所に於ては双方熟談和解せよと命じ、 を主唱した。これが 規定を楯さして永組以外の織屋とは取引せざる旨 為に 遂に 訴訟沙汰に なつた

る。 神講、 わけであるが、 IIII 卽ち撰糸仲買仲間は古組たる神樂講の外に天 今宮講が成立して三仲間 して高機織屋仲間も要するに八組となつた 本字組を公然仲間に加へ となったわけであ たのは 鳣

75

仲買を 取引先と することに 決定して 落着を告げ

行の命によつて永組本字組共に天神、

今宮兩講の

至り本字組を加へて仲間を八組 第四號 二五五 (五四三)

とし、

仲間定法を

唇十三年である。『西陣研究』買五

に寶暦

十三年に

第四

۲

モ

ッ

7 主

ŀ

ス jν 處

ハ

仲買

∄

ソ製品

ヲ引取

ル

改正 に於て、 より の或者は密に天神今宮兩組の新組仲買仲間に抜賣 たる古組 より一層取締を嚴にした。 更に四年を經た明和四年七月であつて、從來 せりどあ 永本 0 仲買仲間 兩組より多い。 る が、 仰 と取引せる織屋五 間定法を改正 しかしもとく一神楽講 從つて五組中の織 したのは、 組はその

五 取引機關さしての仲買

は主とする所は仲買より取引したやうであるとい

ふ意味であらう。

た

をなすものなどがあつて種々の弊害は免れなか

ク

種アリ 取引 究』四軍取引の方法の條に「當時仲買ニ古組、 宮祚の三組となったが、 は何等の區別が 撰糸仲買仲間 今宮講ノ三組アリ、 = 從事 テ仲買ハ セ w 面 Æ あるわけでない。 は上述の如く神樂講、 接 > 一織 ١, 屋 天神今宮講ノ中ニハ仲買 店方ト稱 取引機關としての仲買に ⋾ ソ製品ヲ買取 然るに ス jν Ŧ 天神講 ノト 『西陣研 y <u>ノ</u> 天神 店

部分ノ織屋ョ

リ直接ニ製品ヲ引取ルコ

ŀ

7

没却して居るものである。 店方なるものが果して

は仲買と稱することは出來ね。

仲買者たる意義を

る相違が 買取る。店方は一部分の織屋より直接製品を買取 するものど、 神 あつて、一般の仲買は多くの織屋より直接製品を ある。之によれば古組たる神樂講は姑く措き、 = ア 'n 今宮兩講の仲買仲間 シ ある。 ガ如シ」とあるのは甚だ了解に苦む點 店方と稱するものと二種類の區別が 且つ店方は の中に ---部分の直 は 般の仲買と稱 接取 引より

屋 數

織屋 於て區別の生ずる理由 より製品 屋より L より直接製品の取引を行つても仲買たる事に かし既に仲買仲間 直接製品 の取引を行つたさいふならば、 の取引を行つても、 はない。若し主として仲買 の一人た る以上、 或は は多く 最早それ 部 の織 分

斯かる變態のものであつたらうか。

元來西陣機業の生產品は仲買仲間

に取引し仲買

の手を經て第三者に賣捌くが本則であつた。 一せり衆、店方或は店衆なご稱する直買者が出 然る

ある。 引に限つた ものでない。他の 商賣上 にも 有つた るやうになつた。是等は悪く言はば所謂潜り買で 地せりと稱するものは獨り西陣の生産品取

が、 たから仲買仲間の營業に多大の影響を及ぼす程の もと~~少資本の小商人に屬するものであつ

是等の大吳服店が直接に織屋より製品を買取る事 るものは京都屈指の大吳服店を指すのであつて、 ものでなかつた。之に反して店方或は店衆と稱す

は仲買仲間にとつて一大恐威を感ぜずには居られ しかし最初からは仲買仲間以外の直 買が嚴禁

Ŋ

されては居なかつたやうであるから、

地せりは

勿

諭

る。「撰糸仲買中定書」の中にも、 店方の直買も如何ともなし得なかつたのであ 絹屋、 糸屋、 地

第十二卷

研 狞

四陣撰糸仲質仲間の研究

告する規定があつて、 に甚しくなるに及んでは、仲買仲間は非常の打 あつたやうに思ふ。ところが店方直買が其後次第 仲間が互に警戒する程 度で 业

せり衆すべて直買をなすものを聞及べば行事に通

の弊害を訴へ、今後店方直買を停止して貰ひたい た。是に於て寳曆十二年六月仲間中より店方直 來 買

を受けて 最早默止 するわけに 行かなくなつて

₹<u>₹</u> 果翌十三年十一月店方の重なるものを仲買仲間 といふことを 仲間の 年寄行事に 歎願 するに至つ 因つて行事等は種々善後策に苦心し熟議の結

加入せしむるといふことになつた。これには仲間

中に反對者も無いではなかつたが、店方は一面 為に、程能く仲間加入の議が纒まつたのである。 排斥して感情を害しても面白からぬ點もあつたが 仲買伸間の大得意先である關係 ŧ あ り、無闇に之を

は仲間負擔の増加であ 第四號 つつたか 二七 (五四五) 店方の仲間加入

Š

加之當時撰糸市場には借店の休業者多く其店借賃

第四號

是等の店方の多くは天神講に加入した。

叉今宮講

故を以て店方より出銀の減少を願ひ、 カコ 便の事多く其他何かにつけて不得策の事も尠くな するわけである。從つて店方なるものゝ直買に不 は多く仲買人に取引せられ、 面の理由は仲買仲間の增加につれて西陣の生産品 料さして毎半季出銀して迄も加入するに至つた一 季銀二枚宛を出すことゝなつた。店方が仲間加 に至り商況不振の口實の下に出銀減少を請ふて宇 季銀八枚宛に減少を請ひ、次いで又文化九年二月 年六月より宇季銀拾枚宛とし、 規約を結んだ。 を幸に加入料として半季銀二十枚宛を出さしむる 一月に至り撰糸羽二重の生産減少の為に更に毎半 つた。 それ故公然仲間に加入し仲買の一人とし 尤も後に天明大火後は商況不振 研 究 西陣撰糸仲質仲間の研究 所謂 次いで享和三年十 織溜 為に寛政元 は自然減少 え

> 店が に加入するものもあつた。 古組たる神樂講には何 に店方のあるのは之が為である。しかし天神講に せよ、今宮講にせよ、既に仲買仲間に加入せる以 上は、店方であらうさ、何んであらうさ、仲買仲間 たることに於いて差別のあるべきものではない。 たることに於いて差別のあるべきものではない。 たることに於いて差別のあるべきものではない。 たることに於いて差別のあるべきものではない。

に二種ありと見るのは見當違の甚しいものであら同一でないことに注意せねばならぬ。隨つて仲買たのである。所謂店方或は店衆と稱する潜り買さ

うど思ふ。

に店方の増加したのもあつて、所謂店方さか、地いふに、それは勿論悉くでなかつた。又その後新いるに、それは勿論悉くが仲買仲間に加入したかと

せりどかいふものゝ直買は到底根絕さるべきもの

る

右

ものは大丸屋、蛭子屋等の大吳服店であつたが、

の如くにして店方の仲買仲間に加入した重な

て直取引することゝなつたのである。

場所替を公儀に願出で、 觸の主旨は撰糸羽二重は往古より仲買仲間があつ 仲買以外の直買を禁じたことがある。 寶永二年迄は猪熊町で賣買して居たが、 安永九年三月に至り初めて町觸を出 西龜屋町中宮町にて賣買 この時 同年 して の町 り直 全く同主旨の叮觸は更に文化五年九月、 たのである。 十一月に繰返し出たが、其弊は容易に止まなか 尚茲處に 一言して 置きたいのは 一買せざるやうにせよといふのであつた。之と 「西陣研究」 天保三年

7

ナこ かゝ

でなかつた。この後に於ても種々なる弊害を生じ

始め店々其他の者もこの主旨を心得て仲買以外よ

することゝなり、すべて仲買共より諸方へ賣捌い をなし仲買同樣に諸方へ賣捌く由であるが甚だ不 て來たところが近來仲買以外の者が織元より直買 上仲買下仲買ノ區別 遷を遂げたるかは明かでないけれざも「現時所謂 同條にその後仲買及び店方なるものは如何なる變

埓である。

撰糸羽二重は當地以外にては織出さず

=

胚胎シ所謂古組及 ど天神講、

今宮講仲買

い上伸

E **=**

ノ仲買ト店方

ŀ

ノ區別

前

すこと等があつては御用の差支となる。 萬一買占なごを成すものがあつて製品の挑底を來 古よりの慣習通り織屋は仲買以外に直賣をするこ 殊に御召御用第一の品であるから賣買を猥にし、 とを禁ずる、 猥に賣渡さず、 仕入屋、 必ず仲買仲間に賣渡し、 地世利共は仲買同様に諸方 それ故往 仲買仲

間

より諸方へ賣捌くべきである。

諸方の吳服所を

如何なるものであるか深く研究したことが

ない。

第四號

二九

(五四七)

研

窕

西陣撰糸仲買仲間の研究

言へば、 買トナリ天神講、今宮講店方ハ下仲買トナル る。これは首肯し難い解釋でなからうか。 の點である。 る大丸屋の タルモ 吾八は未だ現時の上仲買下仲買の ノナラン」とあるが、 如きは 若し此説に從へば、 現時 下仲買に 屬するわけであ 果して然るや否や 天神講 に加 有體に 區別が 入せ 三 至

IJ

の店方なるも

の

か

下

ح

去

ä (五四八)

第四

號

P) なつたものでないといふ事だけは斷言するに りながら舊仲買仲間 尤も 『西陣研究』 の著者も店方なるもの 仲買 弾ら

らず同 仲買の二種の名稱を生じたるは兩者の意義に差異 仲買さな 書 つた 七頭仲買制度の條には、 と断言せられた譯では 仲買に上仲買下 な ं। TIII 世な が下

體 買が主として西陣及中京附近に店舗 に外ならずさい せるが為にして畢竟店舗存在の位置より出でたる あ る 何 れを是とせらるゝのであらうか、 下仲買が多く下京殊に市 を示すものならんも、 ふ意 味 に記さ 其 n 山 の南邊に て居 來に至つては を構 る。 吾人は ありて営業 著者 ኤ る 大に に反 は Ŀ

六 仲買取 引 1 關 する高 機織

屋

迷はざるを得ない。

高機織 に加へて八組こなし、 屋 仰 間七組 仰 間 0 は質暦 紛 銒 明和四年仲間定法を改正 十三年本字組を公然仲

間

實取 して一 賣するもの多く兎角仲 言して置いたが、 引上に關し種 層取締 の嚴重を期 其後も組合の規定を無視 々の弊害が伴つたことは前に 蕳 の紛爭を発 Ĺ ŤZ るに拘はらず、 n なか して技 つた。 その

取引せ 買たる古組神樂講以外に天神講、 すには若干の祝儀を出すことゝした。 \sim 神樂講仲買と取引せんと欲せば、 加入して組渡 それ故若し鶴龜松竹梅五組の者が、 か加入して組渡りを行ふ。この組渡り んさ欲 がせば永ら りを行ふっ 組 或は 又永組本字組 6本字組 今宮講 Ŧi. の内 己れ 組 中の 0 ところが之 1 加 者 づ . の の仲買さ 収 入を が古 何 n づれ カコ 引伸 な 組

仲

が 正し、 賣買し得るやうにするに加かずとい ごさいふ者もあつて、 入の祝儀迄出して取引するのは餘計の費である も規定通り甘く行はれなかつた。 是亦反對者があつて實現は困難であつた。 八組 0 織 屋 仰 間 この際 は 何 づ n 從 0 驱 中には組 仲買さも自由 0 取 ふ議も起つた 引 關 係を改 渡 ħ な 加

の上 內 患を來すのみならず仲買の為にも宜 に定法も立たず自然賣崩れとなる、 買することを得ば冥加至極である、 ぶこと > 思ふ、又取引に關しては八組の織屋仲間 季迄繼續 八組十六人を宇季交替(一組二人の内一人は後宇 今後は行事を一組より二人宛選ぶことゝし、 **兎角異論が百出** 所へ訴出で、 兵衞、 なつた結果、 を缺 の取引法は二行となり仲買以外にも直賣するが故 統自由に古組及び天神講、今宮講の三仲買と賣 住吉屋傳右衞門、 は織屋仲間 菱屋吉兵衞、 し順次交替す)とすれば萬事好都合に運 取引上の内紛は益甚しきを極むること 從來職 明和六年十一月に至り、 は堅く して何事も相談が纒らぬ、 龜屋三右衞門の五人は 屋仲間の行事は多人數の為に 申 松木屋安右衞門、 合せて仲買以外の者と取 是れ織屋の痛 殊に織 しく 織屋 ない、 近江屋仁 それ故 的阿奉行 一仲間 屋 都合 一仲間 の は各自諸國の出店より誂 にして仲買に加入せるものとある、 他 取引先たる古組は仲買專業のも 高機に紛らはしきものを織出すものが出來て是等 屋仲間以外の織屋と取引せざることゝな 買仲間に加入することゝし、 りて織物製品を買得し、 も實は然らず、其理 ことゝした。この時鶴龜松竹梅五組 行事を召出して訴人の願意に對する意見を徵 の幸である旨を陳べた。(此頃になると西機にては れの仲買とも取引することは可なるが如くなれご 人連署して反對の意見を述べ、八組 の織屋と取引するものもあつた。) の天神講、 是に於て、町奉行所にては高機織屋仲間 今宮講には仲買專業のものと、 由は仲買仲間の中には 之を出店に直賣する為に 注文を受け、 仲買仲間に於ても織 Ō **^みであ** この店方仲買 の行 其注文によ 統自 れば相 事各々十

汽 組

する

五組の

山

に何

るが、

店方

第十二卷

研

究

西陣撰糸仲賢仲間の研究

第四號

(五四九)

斯

くの如くにして高機織屋は仲間としての統

引せざることゝし、

又仲買以外の者はそれん~仲

کم 製 たい、斯くの如くなれば賣崩の弊もなく、又店方 z 屋一 àι 品 買專業のものが打撃を受くることゝなる、 店方のみと取引する織屋と二行に區別せられ ば今後は仲買專業のものゝみと取引する織屋 統もその影響によつて困難を來す恐がある、 の元値段も自 から知 n 往 々賣崩をなす故に 叉織

の織屋一統自由に何れの仲買とも取引することは 之に反して永組本字組行事等は連署して、 なしさし、 八組

することが出來ようと思ふと答申した。

に元値段の知れる心配もなく、

取引上の圓滿

を期

賛することが出來ぬ旨を答申した。是事に當つて

別せらるゝことあらば 營業上の 方なりとて何等異なる理由なしとし、八組一統と せる内容を傳聞し、 天神講今宮講に屬する店方仲買は五組織屋の答申 内々談合を重ね、既に仲買仲間加入の上は店 仲間行事を十六人に減ずることは 若し仲買賣、 支障少からず ど 店方賣二行に區

て末 法あらば申出でよさ達した。さころが鶴龜松竹梅 本も多く買取るやうにし、 この上織屋は絹壹本にても多く賣渡し、 せ、又仲買は古組並天神講今宮講の新組 屋が店方賣、 和七年二月町奉行より織屋仲間一同を諭 願頗る努めたのであつた。是等の結果として翌 仲買さの自由 々圓滿に納まるまじ、故に八組仲間 仲買賣二行に區別するは 取引法を賛し、 年々手廣に取引する方 町 奉 行 所に向 取引手狭に 仲間は壹 示し、 ど申合せ 統申合 つて内 織 明

ふといふことに了つたのであつた。 も遂に議熟すに至らず、 訴人を始め、 然るに 『西陣研究』三章の仲買の 八組 |織屋仲間及び仲買仲間 結局舊來の 優勢とな 規定通りに從 との對談 る

五組の織屋は飽迄も自由取引法に反對したが為に

固定資本を要すること多くして容易に擴張し得ざ 政策によつて技術的獨占の地位を確保した 事を論じたる條に、 西陣機業家は徳川 幕府 ると、 の保護

る 仲買 カジ 爲 に勢姑息偷 シ > 取扱 安に流 フ 所 1 織 れたさし、 物 ガ高價品ナ 之に反して、 jν ガ 爲 ķ

今宮

一講仲買

ソノ製品ヲ

賣渡

シ

タ

jν

ノミ

ナラズ

此

較的

=

多

ク

ノ資力

アラ有

≥/

者

w

=

加

テ

商

事

ン趨勢

=

眀

w ダ

ク、 ıν

且多 ロガ之ニ

ク

資 從

苯 事

ヲ シ

固 夕

資力 定 ∄ ス ŋ ノ上ニ於テ大ナル w ₹/ = テ 次第 ŀ ナ ŋ = 直 機 業 チ = ŀ 相違ヲ生 密接 口 收 利 ノ關 殖 係 ジ資金融通 ₹/ 得 ヲ結ビ、 ダ w ⋾ > ŋ ソ 7 = €/ テ ኑ

ŀ 力ヲ掌握 ·仲買ト 取 タ 以引方法 jν æ 7 ゴヲ改正 ` 如 7 七 明和七年幕府 ン Ի ス jν = 至リテ、 ガ 織屋 實

諭 ス 邌 jν ŀ = 之 ŀ 7 劉 示 ス ス jν = 至 松竹梅鶴龜 V y, 今德川 1 \mathcal{F}_{i} 組織 幕府 屋 ノ 發) 答 ₹/ 市 ダ 書 w

仲買

機業家

=

對

ス

jν

地位

及關

係

ノ漸

ク

鱁

-te"

ン

ŀ

當時 딞 鶴 ヲ見 文を引用 ヲ賣渡 艫 の仲買織 ルニ日ク」さして、 松竹梅 永本 屋 \overline{H} 更にこの諭達及び答申書 間 組 織 兩 0 組 屋 取引系統 織 ハ 古組 その諭達及び答 屋 ハ古組仲買及ビ天 一件買 を想像するにと記 7 " " 1 本 申 書の ・づきて ソ 神) 全 製 訓 L

艛

々論

辯を費されて居

る

か

徹 自

頭 カコ

奢

誤解

12

出でゝ少しも肯綮に中

つて居な

'n 徹 B

0 尾著 阴

は

惜

扩 0

ベ

35

なるを見ば

兩者

の勢力關係

は

か

なら

ń

ح

第十二卷

研

缆

西陣撰糸仲買仲間の研究

天神講今宮講 天神今宮兩講店方二賣捌 如 jν 製品 シ」を言ひ、 松鶴 竹 梅龜 ラ天神今宮兩講 五組織屋 ノ三仲買 之を左 ⇒古組仲買 の如 ア店方 ハ 何 + < 夕 V 二賣渡 圖示せら jν Æ 織 Æ 屋 */* `` シ ₹ 'n y 如 タ て居 買取 7 w æ 古組 リタ

融通 殊 b 尙 諭達 ほこれ 12 永 Ō 五 本 組 の 好地位よりして五組 兩 利害を批判 織 のみに止まらず、 組 織 屋 屋 の 答申書なるもの 今天 宮神 Ų 部制件 又答申 貿 進 織 屋を説 んで局 は古 書の 內容 外者 服 組 仲買 L 宮神 tz を 0 說 る かゞ 地 講講 結局 資金 阴 位 ţ

(五五二)

第四

號

ことである。

は かず

提要 突然か 屋仲間 とは何の 及び關係 殊にこの 思ふがこの論達の發せられたのは前述の如く、織 0 と仲買との取引方法を改正する必要があらうか。 に於て諭達した迄である。幕府が何を好んで織屋 奉行所にては織屋仲間の紛爭を和解せしむる趣 カジ 候方法可 の代に當り織屋仲買の間に係り雙方手廣に商賣致 仲買との取引方法を改正せんとしたるか、 、掲げてあるのによりて論せられたのであらうと 先づ第一に考ふべき事は何が敌に幕府が に「後櫻町天皇明和七年に至り徳川家治公 「難いことである。 紛爭の結果、 『西陣研究』の著者は恐らく『西陣織物沿革 ゝる取引上の關係を改正せんどする 論 諭 の漸く變ぜんとすることを示すに至れり 申出旨左之通 據が 達に あつていはるゝのであるか、吾人 よつて仲買の機業家に對する地 町奉行所 過御沙汰、 ~ あり」として諭達文 訴 \sim 出た かゞ 為に 織 理 幕府 屋と 山

> と取 醎 後本 n 述べた通である、 等が起つて町奉行所へ訴へ出た為に、
 當時の仲買織屋間 ては双方を和解せしむるに努 めて之と取引した。 取引に限られ居る。その後永組織屋は別 五組織屋は最初から古組即ち神樂講仲買仲間 て説明してある點も遺憾ながら全然誤解 と稱する仲買仲間を定めて之と取引し ども徒勞と申すの外は 叉右の諭達文及び五組織屋の答申書に本づきて 字組織 引した事はな 今宮兩講に取引することゝなつた 屋は別に今宮講ど稱する仲買仲間 未だ曾つて永本兩組 V) の取引系統を想像するにと記し 然るに寶曆年中永本兩 折角圖示迄せられて居 な B 永本 町奉行 かゞ 兩組 のは前項に だっ 古組 に天神 であ 共に天 叉その 組 るけ 仲買 所に を定 の紛 その

ザ レ ۴ 又その註に「七組 n モ諭達文中ニモ答申 返 ハ一時中絶シタル ク外 書中ニ 二紗組 モ > ナ モ 織 jν 屋 可キカ、 ソノ名ノ見へ アリタ jν 或

位

意 叮

第十二卷 研 窕 西陣撰糸仲買仲間の研究

西 庫

織

屋

仲

間

織屋と仲買この取引方法

この當時も立派に存在 ロルヤ明 つたのである。 の中では る カゞ カナラズ (あるが) 為に、 この 紗 一時中絕 綾 どある を専 紛 爭 取引方法の變遷の條 | 二二頁に詳細 其大意を言へば、 に、高機八組織屋仲間に於て二季集會を催したる けれざも、 何なりしやといふ 古記録古文書等に依つて之を推察する 15 德川 、時代に於ての取引方法 素より其精細 に論じてあ は 纽 3

12

由

は 3

如 カゞ

叉他

ノ事情ノ

存

スル

由

組

は高

機八

組

仲間 =

て居つた。 したのでも

は

の答申書には連署しなか

何でも

ない。

らとし

世系類

と關係を異

12

せ

說服 たり、 片手落で n 古組仲買が資本融通の好地位よりして五組織 みの答申書を以て 又五組織屋 死 更に想像を逞ふしてこの答申書なるものは Ťz に角前 んる結果 あつて、 單に町奉行 一の答申書のみを見て其内容を批 述の な その所論 巧みに論述せられた所でそれ 如き織屋仲間紛争の りと断じてある點 所の諭達及び五組 の正鵠を得ざることも も當つて 原因經過 織 居ら 判 屋 屋 は を F 0

> 集會に 以ラ行 季寄合 時ノ寄合仕總中へ 不寄何事評議可仕義有之候得、行事共相談 明か 事共絹 であ は絹相場を定めた事が知れ ノ義 る。 ハ 相場相 例 年八 明和 披露可仕事」 極 組 四年七月の仲間定法に メ總組中へ披露可仕事、 統 申合糸直段高 どあつて、 る。 M 下割合ヲ して單に ノ上臨 一季の 叉

と仲買との取 引方法は『 西陣 窕 3 か 或は又半季分の製品に對して其直 第四號

はその

一時以後の製品につきて効力を有する

ż

9 直

73

は勿論であ

るが、

然らばか 因な

く定められ

る

事純撲なる當時

にあつては原料の外、

絹

直

喪

甚

ば

百

糸直段の高下によつて絹直段を定め得た所以

しき影響を與ふ

る

原

かっ

りし

12

依

るどころ 72

12 í.

3

三五 (五五三)

殿を定

半季前 ある。 行はれ 程 を定め h 3 間 だけ少量づゝ買入れた 7 角 である 季勘定であ カゞ た カコ な に及んで 前年季分 糸直段を 標準として !の製織に堪ふるだけの生糸を豫め買入れて置 るも が如きことは到底行はるべくもない。 の資力があつたとは想像することが らは、 和糸が産出せられて之を使用するやうになつ į, て織物の原料が専ら之によつた時代 たものさ カコ カコ のなる 豫 逃だ明白でない。 Ş 生糸 め糸直段によつて製品の價額を決定す る か。 カコ 從つてこの取引は直値 は時 見做 是等については 或は又値入取 k さなければ ならぬと ものであらう。 の需要に應じて 思ふに白糸割符が 引に 何等明言する所 よる二季勘定 取引による二 織屋 出來 製織 二季の終 絹 į, が半季 n は兎に 1 ፠ 盛に 相場 カコ 必要 رگا 15 <

こさを仲買仲間と取引上の關係に出づるものと速この織屋仲間の二季集會に於て絹直段を定める

間際に迫つて急に仕入るゝが故に、 廻り兼ね あつた。 高騰するは大概正月、二月、八月、 の要諦とせられて居つた。假令は撰糸類 計らひ且つ買方の旬を違へないやうにするのは商 撲の時代であつたからとて吾人は之を首肯するこ 際に於て有り得べき事であらうか、 は全く無視せらるゝことゝなる。 **其年季の終に於て織屋仲間の決定せる絹** 然りとせば仲買仲間が宇季間 丁せられたの どは出來 取引上の巧拙 何人も同樣の結果を得ることになつて、 るゝのであるから、 つて請排 其理 Ą るものも澤山 の精算をなし、 仲買仲間に於て 由 は は根本的 抓 は仲買仲間の中には いことになる。 仲買等は同一製品に對しては あつて、 に誤つて居る。 定の價額にて る絹相 に取引せる生産品 是等は製品を必要 九 斯く 所謂 自然絹相場に 資金の十二 場の高下を見 月 如何に百事 商賣上 若し果して 0 0 直 四 0 如きは實 其間毫も 取引せら 設に依 箇 相 分手 一の妙 月 場 純 は

るべく 廉價の 時期を 見計つて 仕入をなすのであ秋仕入の品は夏買をして置く、絹の織溜もあり、成この點に注意して、春注文の品は冬買をして置く、

引上の精算をしたものど思惟することは出來ぬ。の終に於て織屋仲間の決定せる絹直段によつて取る。この一事によつて考へても、仲買仲間が宇季

であつて、同條の續九頁には又左の如く論じてあ非常に苦悶せられた跡はあり~~と見えて居る所尤も『西陣研究』の著者が前條の解釋に付きて

る。

營ノ規摸 ズ、蓋ソノ製品ガ如何ニ單純ナルモノニモセヨ、 ツキテー一之レガ價額ヲ決定スルガ如キハ事質不可能 モ多カラズト假定スルモ、 テ織屋仲間行事ガー一織物ノ價値ヲ決定シ、 然 レドモ仲間定法ニ於ケル規定ヲ文字上ノミヨリ見 |小ニ生産力モ大ナラズ、從テ半季間 タル モノト ナス 仲間行事ガ各織屋ノ製品 ۷١ 聊カ 奇異ノ 感ナキ能ハ 仲買ガ之 ノ製造高 叉經

> 即チ半季間ハソノ製品ヲ廣捌クヲ得ズシテ徒ラニ之ヲ ス際、 直ノ爲メ絹代一割直上ゲノコトトイフガ如キ類是レ也 自己ノ庫中ニ死藏スル モ通告セザルモノトセバ仲買ハ價額ノ決定スル ラルルモノナルガ故ニ、 ト是レ也、 キテ需給ノ適合ヲ計リタルモノト認メザルヲ得ザル ノ外ナキ也、 ノ高下ヲ標準トシテ大體ノ相場ヲ定メタルモノト見ル ノ事ナル可ク畢竟右ノ規定ハニ季ノ寄合ニ於テ糸直段 次ニ考フベキコトハ織屋ハソノ始 豫メ大體 蓋シ上述ノ如ク絹代價ハ半季ノ後ニ確定 例へバ絹代價從前 ノ價額ヲ仲買ニ通告シ、 ノ結果トナル可 製品授受ノ際、 ノ通リトカ若クハ糸高 メ製品ノ授受ラナ Ď, 仲買ハ之ニ基 何等ノ價額ヲ 如何ニ單純 マデ コ Ŀ

げとかいふ類に過ぎなかつたさいふのである。これ場を定め、絹代從前の通りさか、或は一割値上するが如きは事實不可能なるが故に、畢竟大體のするがのまは事實不可能なるが故に、畢竟大體のは、報屋仲間が半季間に取引せ

ナル時代ト雖カクノ如キコト

ハ想像シ得ザレバ

也

西陣撰糸仲買仲間の研究

研

究

三七(五五五)

第四號

却つて損失せねば 時は 製品を賣捌き其利益を得た積でも、若し牛季末 なかつたであらう。又之に反して豫告價格以上に 然取引したる製品を己れの庫中に死藏するより外 仲間 たくなる。 價格を仲買に通告し、仲買は之に基きて需給の適 至り織屋仲間の決定相場がそれ以上に高騰したる 時は如何、 豫告價格なるものが何んに役立つかと反問してみ 合を計つた あらうか。 る取引方法に於て仲買商が營業せられ得たもので 指すものと見做すべきであらう。 の絹代從前の通りさは無論前半季決定の絹 如何、 の決定相場は無論豫想することも出來す、 この場合仲買は來るべき半季末の織 若し豫告價格以下に市價の低落したる 而して織屋は製品授受の際豫め大體 仲買は折角商利を得たと思つたものも 「ものと認めざるを得ぬとあるが、 ならぬ結果となるではないか。 斯の如き曖 相 この 場を 昧 自 屋 12 0 13

> 恊定ヲナシ得ザリシコトモ少カラザリシナラン。 捌キ得ザルコト 終リニ於テ個々ノ製品ニ付キ改メテソノ價額ヲ協定ス アリテハ、 テ變動スルハ発レザル所ナルガ故ニ、市況不良ノ際ニ ト欲スル也、 同一ノ態度ヲ以テ仲買ニ臨ぇ、 ルモノニシテ織屋ハ此際寄合ラナシ相揚ヲ定メ、 加シタル際ニハ勿論之ニ應ズベキ價額ヲ通告シ、 テ大體ノ價値ヲ通知スベク、糸價昻騰シヲ生産費ノ增 レ之レニ加工シテ織物ラ成シ之ラ仲買ニ引渡スニ當リ コノ豫告價額ヲ基トシテ製品 **之ヲ要スルニ織屋ハ時々ノ必要ニ應ジテ和糸ヲ買入** 仲買 勿論製品 アルベク二季ノ後ニ、 一八如何ニ努力スルモ豫告價額ニテ ノ價格ハ需給狀態ノ良否ニョ 有利ニ價額ラ協定セン ノ賣捌ニ從ヒ、二季ノ 相場通リノ價額 各自 ハ質 仲買 1)

べきであらうか。又市況不良の際にありては仲買てその價格を協定するとあるが、何れを信據とす弦處には二季の終りに於て個々の製品に付き改め價格を決定するが如き事實不可能のことなりとし曩には織屋仲間が各織屋の製品につき一々之れが

尚ほ同書同條の續 ○耳に左の如く論じてある。

は どあり、 如 (何に努力するも豫告價格にて賣捌き得ざるこ 二季の後に相場通りの價格協定をなし得

然るにその註には「糸價高直トナルモ直ニ絹直段 協定が出來なければ取引破約に了つたのであらう。 ざりしことも少からざりしならんとあるが、 價格

絹織物ニ對スル需要増加セザル ハ騰貴スルモノニ非ズ、従テ高キ原料ヲ用フルモ フヲ織屋 ノ希望通リニ高價 ガ爲メ、 仲買ハ之

二賣捌

クコ

ŀ

難

7 之

ヲ賣捌カズシテ保管スル ル所ナル ガ放二、稍々低價ニテモ仲買ヲシテ販 = ŀ ハ織屋 ノ最モ苦痛 ŀ

標準 賣セシメ、 ノ價額協定ヲナス ŀ ラ仲買 從ァ値入ノ場合ニハ仲間行事 三臨 = トヲ得ズシテ、糸高直ナル際 ムト ス ルモト 事實上豫期通 ノ相場ヲ ij

勢絹直段引合

۱۷

し難

() 0

この註文を推すれ

ば

ザルニ至ルモノナリ」とあつ

から、 織屋は製品を保管することは苦痛とする所である て、文意曖昧で掃捉 低價にても仲買の言ふ儘に取引し、 事實上

研

窕

西陣撰系仲宣仲間の研究

らうっ 屋仲間が二季の集會に於て絹相場を定むることも 權は全く仲買仲間の掌握するところであつて、 二季の決定相場通りに参らなかつたといふのであ 果して然らば西陣に於ける生産品取引の實 織

無意義となるではなからう 八 絹相場立と絲相場 ילל

會上に於て定めたる絹相場を標準さして糸仲買と 例となつて居たのである。 料たる絲の値段を定むる必要上、 の間に絲値段を協定し、 を行ふことが織屋仲間二季集會上に於ける一の恒 めたのは何の為めであつたかとい 然らば織屋仲間が二季の集會に於て絹相場を定 この協定相場に基いて絲 卽ち織屋仲間はこの集 ふに、 豫じめ絹相場立 織物 0 原

相場に從つて賣拂ふを常とした。之を京都相場と 於ては其年の絲の出來不出來によつて多少相場の 問屋は絲荷主と取引する慣例であつた。絲荷主に 變動は免れなかつたが、 大體に於て先づこの協定

(五五七)

第四號

三九

第四號

この織屋仲間と絲仲買仲間との間に絲値段稱した。

改所を設立せんことを出願したる書中に、 慣習も自然破れ易く、 と織屋との密接なる關係に於て見るも、又取引上 することの多大なるが為に、 定するに至つた由來に就ては何等的確の資料を有 物の原料たる絲の値段は其年の絹織物の値段に準 月京都寺町通り二條上 せられたかといふことは疑問である。 **遵奉したのであつた。** の圓滿を期する上に於ても、 ら起つたものであらう。 す日には、 しないが、 西陣織 惟ふに絲問屋が勝手に絲の相場立をな 織物値段に大變動を來して機業に影響 屋と絲仲買の間に ぎこ迄この協定相場が選奉 而し長い年月の間にはこの w 絲問屋に於ては、絲仲買 西側龍屋 之を防止する意味 於て相 大體この協定相場を 市郎 場を立て、 寬延三年九 兵衛が糸絹 西陣 を協 絲 か

> 段の方が高値なる現象を呈して居る。 買も困窮を來す狀態である。殊に一昨年より昨年 自然機數を減ずることゝなり。 念 た。然るに近年は絲問屋が荷主と馴合つて、 に至つては絹織物とした製品の値段よりも糸目直 より相場立をなし、高直に賣買する為に糸直段は あるが、 主に於ても其年の絲の出來不出來によつて少異は 々高騰する。 先づこの京都相場次第に賣拂ふを常とし 織屋は製品の直段引合はざる為に 織屋は 勿論、 斯くの如 問屋 絲仲 3

ことゝなる。又荷主は京都の問屋に託しても早くをなし、ど賣同樣に賣買する為に絲は拂底を來す着も彼等の適宜なる値段を以て賣れざる時は買溜て絲賣買を肯んせず、新荷一番着、二番着、三番

次第で絲問屋等は織屋と糸仲買との協定相場を以

賣捌けざる為に、各自國々に於て織物に成し種々

問屋はこの相場に據つて荷主より絲を買取る。

荷

害を増加するのみである。

仍つて今後は絲問屋

新案の製品を京、

江戸等へ賣出

して

一西陣

機

業の障

はざるやうに吟味し、 絲仲買等に賣渡す員数を改め、 々各地より差登す荷物の員数と、 時々の相場を以て賣捌 開荷と賣等を行 絲問屋より西 - S 相場立をしたり、 何によつて取引をなす。決して問屋に於て勝手に

陣

Ħ

とくせば自然絲直段も下落し、

西陣機業の困難を

Ļ らるれば、賣上代銀百匁に付五分宛問屋より徴集 救濟することゝなる。故に若しこの願意を許可せ その内より年々冥加さして銀二拾貫目を上納 **殘銀は絲改の雜費に充つる旨を陳べて居る。**

是に於て町奉行所にては絲問屋を召喚し、龍屋市

屋總中の答申書の趣旨は絲は各地の出來不出 郎兵衞 よつて相場を立て、これを荷主が調へて京都 申書を差出さしむることゝした。右に對する絲問 が改所設立の願意を説明し、之に對する答 家に へ差

相違ある場合は國方の荷主へ照會して其返答の如 て相場立をなす故に、この相場によつて絲を賣拂 のである。しか し荷主相場と京都相場と格段 0

研

究

西陣撰糸仲買仲間の研究

登す。京都に於ては絲仲買共が西陣織物引當を以

い。 出して絲賣上代銀百匁に付五分の し暇を遣したものである。彼が今度改所設置を願 元來龍屋は仲間の內吉野屋次左衞門方に奉公 口銭を取るさい

ては種々詮議の結果、 といつて反對を唱へた。これが為に町奉行所に於 を標準として絲の相場立を行つたことは龍 非は姑く論外として、絲仲買仲間が西陣織物値 げて、この問題の落着を見たことがある。事の是 であつて、問屋營業に支障を生ずること尠からず ふことは仲間中の賣上代銀に積れ の行事を召出し、 龍屋の 翌十月五 願書は却下せる旨を告 日改めて絲問屋 ば實に莫大の額 屋 0 願 毁 仲

間

八組織屋仲間の二季集會上に於ける絹 りに 『西陣研究』の著者の所 論 の如 相場立を以 高機

に證明せらるゝ事柄である。

假

書によつても、又絲問屋の答申書によつても明白

第四號 DC T (五五九)

四二 (五六〇)

第四號

7

關する規定のあるべき筈である。然るに撰糸仲買 のみならず。實に左の如き條項がある。 仲間の定目には之に關する何等の規定をも見ざる るならば、 撰糸仲買仲間との取 撰糸仲買仲間の定目中にも何等か之に 引關係に出づるものとす 織屋仲間の決定せる絹相場を俟つて始めて取引上 清算せよと通告したのを見ても二季の終に於て、 の清算を行つたものとは認むることは出來ぬ j, 尤も宇銀殘り等のものも此決定相場によつて

正、撰糸仲買仲間定目 無之樣可致候且得意先之儀茂可為同前候(安永八年改 事候間、 絹代請拂之砌、糸目叉者直段遠等にて及論談候者不宜 向後賈買之節直に通帳に記置、受拂之節申分

この意味は説明する迄もなく、絹代銀請拂の際、

條に述べた如く撰絲仲買仲間二季の大集會に於て よといふのである。又前に(三)仲買仲間諸規定の 面に明記し置き代銀請捌には申分のないやうにせ くないか 糸目又は直段遠があつて彼是紛爭を生ずるは宜し 金銀買相場立を行ひ、 ら、今後は製品の賣買授受の際に直に帳 大集會後、 仲間中へ廻文を

> の取引は必ずしも値入二季勘定に限られたもので 同相違無之樣に可被成候」とある。織屋と仲買と ŧ 々の取引上に便する為であつて、仲間定目の中に 々金銀の相場觸を仲間中に行つたことは、 その外、右の仲買仲間月番行事の要務として日 「毎日店々に而金銀請排、 行事より申渡候通不 卽ち日

句拂、 るは ない。 置いて都べ と速斷し、 の著者が織屋と仲買の取引は殆んど値入取引なり 誠に遺憾である。 二季勘定も行はれたのである。『西陣研究』 現金取引もあれば、 九 最初より仲買の優勢なることを念頭に てを説明せんとせられた態度の歴然た 織屋仲間の仲買方取引定 直値 取引の晦 日排 節

し金達の分は 差引して 來る 何日迄に 請拂をせ

を立てて從來の定法を一層堅くすることゝなつた。 高機織屋仲間は文政五年正月仲買方取引の定法

その定法は左の如し。

仲買方取引定

絹代銀壹割引正味

金相場ハ糸屋町觸金通炳際

日相者五日九月、二十日半月、其餘ハ日廻し

但七月半月、春季壹步半、秋季貳步

錦金入毛織類 端銀は五分仕掛 其餘は付出し

伏せ機絹直段三段落二ヶ月つゝ 絹疵尺違霊朝戻し 但朔日落

金糸廻り貮尺三寸にして貮百廻り定壹束 押箔之類何にても、壹尺四寸五分より 但
国
月
有
之
年
は
銘
々
應
對
の
事 押箔金糸屋仲ヶ間應對通 應する事有也但前後の月に

中金糸廻り四尺にして百廻り定堂束

『西陣織物治革提要』ニハ右ノ定ノ第三項「日相者」トア

第十二卷

研

犹

西陣撰糸仲買仲間の研究

〇八頁ニ「文政五年ノ 仲買方 取引定ニモ 同相場 五日丸 相デハ何ノ意味カ判然セヌ。該著者ハ日相ノ事ヲ承知シ 月、二十日半月、其餘ハ日廻シ」云々ノ規定アリトシ、 ナカツタノデアラウ。然ルニ又『四陣研究』ノ湝者モニ

ルチ「同相者」トシテ御丁寧ニ振假名迄附シテアル。同

同相場ト解セラレタノハ第二項ノ「金銀相場ハ」トアル 不思議デアル。日相ハ日合トモ書キ日歩ノ事デアルノハ **サ受ケタモノト速了セラレタノデアラウ。何レニシテモ**

に、今此等の規定により當時の取引振を想見する 俗、右の仲買方取引定に就いて『西陣研究』「三〇

説明スル迄モナイ

りと論ぜられて居る、其の(イ)は左の如きもので 項に分ちて其要領を述べ、大凡上述の如きものな にとし、(イ)(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(へ)(ト)(チ)の八

4 述ノ如ク主トシテ織屋ヨリ協定ヲナシタルガ如キモ、 一般取引ハ二季値入ノ方法ニョリ、ソノ始メハ前 ある。

資力關係上、仲買ハ優勢ノ地歩ヲ占ムルニ至レリ、然 ドモ此場合ニ於テモ、 主トシテ圓滑ナル關係ヲ保チ

第四號 (五六二)

現時ノ如キ妄リニ減價ラ强に織屋

ノ弱キニ張ジテ利益

第四號

ヲ壟斷スルガ 如キコト ナカ ŋ 3 ハ伏機契約ニョリ

テ

用ふるが、

普通には兩際とい

へば兩際の仕切の事

ソノ一斑ヲ窺フコト

・ヲ得の

あらう。 右の取引定中の何處から斯かる結論が生れたので 畢竟著者 の織屋と仲買の取引は二季値入

て居らるゝのは、吾人の前に指摘した如く、根本 との速斷が先入主となつて都べてを説明せんとし

的錯誤と謂はざるを得ぬ。

無い 獨斷 存する條項なりとし「二季値入ノ際ノ仕切金ニツ のも如何であらう。仕切さいふ語は兩際にも無論 = キテモ、ソノ時ノ相場ヲ以ラ支拂ヲナスコ シ さ思ふ。 タルモノ也」とあるが、茲處にも又二季値入と されて居 加之兩際仕切金と一つに解せられた る。 この條項に左樣の意義は少しも ートヲ明

屋町

觸

金通、

兩際仕切同斷とあるは何

れの定に

ż

步引等種々の步引が行はれた。(ハ)は金相場は糸

ずる程の事は

ないが、古くは三步引、

五步引、

七

次に

(ロ)の絹代銀壹割引正珠に就いては別に論

十二月の仕切も晦日節句拂等の仕切も同斷といふ 事を指して稱へ居たやうである。茲處にも**兩際、** 仕切同斷と二行に分けて記したるは 兩際の七月、

をいひ、單に仕切といへば晦日仕切、節句仕切等の

意味であらうと思ふ。

廻シトスル場合ト、五日丸月、 半季ハ壹分半、下半季ハ貮分ニ ハ日廻シトスル場合トアリ」さして日相の説明を 次に又(ニ)は「資金融通ニ對スル利子ハ大低上 二十日半月、 シテ、六日 ヨリ日 其餘

といふことに執着して居らるゝから、 對する利子といふことがあるか、 は驚かざるを得ぬ。 されて居るが、 資金融通に對する利子との獨斷に この條項の何處に資金融通に 日迄の内渡金 著者は資金融通 五日九月、 いては全

によることをいひ云々とある。内渡金の利子請求

月分の利子を請求するも、 二十日半月の解釋も五

六日より後は日割勘定

だ就

を織 らうり 融通 て居る 利子規定としては何等の定書がないのは何故であ ことは 荷ほ一の疑問 通者である。 糸屋 すべ 者で ら自 一對する でな 物 體 0 に對する利拂の規定であれば少くとも資金融 ぎである。 呵 0 の ある 聊 仲買仲間に於ても織屋 か ţ, _ 觸 が ら其資金利子 仲買仲間に對する規定とのみ思惟 西陣研究 か 利子を請求すると言ひ得るであらうか。 ታን 旣に 金通 仲 不合理でなからうか、 資金を融通するものは織物の仲 買 資金を融通せらるゝ は織屋仲間は被資金融通者でありな 根本 7仲間 さあ 然 的誤謬に陷つて居る。「金相 の著者は織 る に於ても る に撰糸仲買仲 の利率、 糸屋町 何等か の資金融通に對する とい 屋 期 ė 若し果して資金 の仲買方取 \mathbb{H} ふ文字は何故 のが 間 0 の取引規定が 規定をなす に於て x 其內渡 せら 引定 Ę 買 ñ 場 金 仲 ど指 定がある カコ 仲買方も關係 買方取引定なるものは織物製品の仲買のみを 取引に關するも ģ 0 ないやうである 樣であつたらう、 品取引の仲買仲間に於ても日 定であると見る 取引勘定をする、 糸屋町の分糸和糸仲買仲間 ていふたのではないと思ふ。 も知れ 右 目合どか、 のではな の織 示する心要は n かる 屋の仲買方取 其中に 內渡 して居 金相場糸屋町觸 のが カゞ の 日相 金の 双方に係るものとしても差支は なからう。 > みの 穏當である。 る。 それにしても織屋の資金 「糸之儀 引定の前 日合さか も其糸代 規定 寧ろこの方 の觸相場に従つて なれ 織物の原 吾人はこの は 相の利率等は之と同 金通さい 條 に限 諸糸とも糸屋 價に對する日 ば糸屋町 12 勿論當時 こも五箇 カゞ つて論ず

織

物

製

存

通

カゞ

13 間

ふ文字も當つて居らぬ。

織屋仲間は被資金融

注意

せられなかつたのであらう。

織物製品

仲買

料た

織

屋 觸 0

の仲

指

ふのは 主で

即ち

糸の

合規

あ る

つた 絲

其

他

は

第十二卷

研

貂

西

一陣撰糸仲質仲間の研究

第四號

四五

(五六三)

條

兩 程

仲

融通

Ź

3

第四號 四六 (五六四)

渡可申事」といふのがあり、又取引方定の中にも 間にて買取可申事」「屑系は 糸屋町二番會所へ賣

押箔金糸屋仲ヶ間應對通とあつて、絲關係の條項の

するものでないことは一見明白である。この點は 想像に過ぎて其處に無理があるやうに思ふ。 注意せられなかつたが為に、すべての解釋が餘に 多いのを見ても、 |ホ)の端銀五分仕掛の解釋も吾人は首肯すること 單に織物製品の仲買方のみに關 尙ほ

言して茲處に筆を擱くものである。

買仲間並に雨糸仲買仲間の取引の沿革にも遡つて 解釋の出發點から大に相違する所があることを一 とゝする。只吳々も吾人は『西障研究』の著者こは ら以下は姑く省略に從つて、更に他日を期するこ 論及せねばならぬ、 が出來のが。此等を詳しく辨明する日には撰糸仲 從つて長文に涉る虞もあるか

ス ŀ 2 其の 時代(下)

フ

1

文 學 士

原

隨

荥

自然狀態と正義 歷史哲學

五

F ŀ スを始め、 的立場より 當時少し降つて四世紀の地

U

みて居る。そして是等未開民族を社會的平等や、 誌家は未開民族に就いて極めて與昧ある記述を試

經濟的正義の實行されたるものとして賞揚して居